

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年7月7日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	橋梁維持管理・修繕計画に係る各種業務
対象国及び類似地域	チュニジア国及び全途上国
語学の種類	英語または仏語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

- (1) 当該国における運輸交通セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクト

の位置付け

円借款によって建設されたラデス・ラグレット橋（エクストラロード形式）の維持管理技術の移転と同橋梁の維持管理計画策定のためのアクションプラン作成を目的に、2016年にJICAのスキーム（ラデス・ラグレット橋維持管理能力強化支援）で、設備・住宅・国土計画省（Ministry of Equipment, Housing and Territorial Planning、以下「MEHAT」という）の技術者を対象に、本邦研修を行った。本邦での日本人専門家とチュニジア人技術者との議論の結果、ラデス・ラグレット橋のみを対象とした維持管理計画を策定することは、非効率であることから、橋梁・道路総局（General Department of Bridges and Roads, DGPC）の管轄でチュニジアに現存するすべての橋梁／構造物（以下、「橋梁」という。）を対象とした維持管理計画を策定することが有効であるとの結論に至った。

チュニジアの橋梁は1850年頃から建設が始まり、一部の橋梁は通行が不能になるほど老朽化している。現在も高速道路の建設等で橋梁数が増える中、チュニジア政府の予算や人員の制約から計画的に橋梁を維持管理し、維持管理コストを最小化することも重要となっている。MEHAT 土木総局の2030年を目標とした戦略文書においては、3本柱のひとつとして「新しい戦略による維持管理によって既存の道路網をよい状態に維持する」ことが掲げられている。

上記状況を受けて、チュニジア国における橋梁の維持管理に関する課題の抽出、新たなデータベースの構築及び橋梁の維持管理に関するマニュアル作成を行うことにより橋梁・道路総局の橋梁維持管理計画の策定を行い、もって橋梁の効率的な維持管理を実現し、維持管理にかかる能力向上に寄与を目的とした技術協力プロジェクト「橋梁維持管理計画策定支援プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の実施要請が、MEHAT から我が国へ要請された。

（2）当該国に対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

我が国は、「対チュニジア国別援助方針」（2019年）において、雇用創出と産業開発に必要なインフラ整備が課題となっているチュニジアに対し、産業競争力の強化に資する基盤整備及び能力強化に向けた協力を行うこととしている。また、JICA 国別分析ペーパーにおいても、持続可能な産業育成を重点分野の一つとして位置づけ、地域間での人や物の流れを活性化し、産業競争力を強化するための基盤整備を喫緊の課題としており、本プロジェクトは、これらの方針・分析と合致している。

(3) 他の援助機関の対応

欧州投資銀行（EIB）、フランス開発庁（AFD）などが類似分野の技術協力（道路資産の管理、道路の復旧、道路データベースなど）を行っている。

7. 業務の内容

本業務はチュニジア国から本プロジェクトの要請を受けて、プロジェクト実施に向けた詳細計画策定調査を行うものである。

プロジェクト実施に向け必要な情報を収集・確認するとともに、チュニジア側実施機関との協議を経て本プロジェクトの実施体制や活動内容等を検討の上、調査結果を取りまとめることを目的とする。

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2023年7月下旬～2023年9月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 担当分野に係る調査項目の整理、調査工程・手法の検討を行い、詳細計画策定調査対処方針（案）、チュニジア側関係機関や他ドナー等に対する説明資料（案）（英文または仏文）及び質問票（案）（英文または仏文）を作成する。なお、質問票はJICAチュニジア事務所を通じて現地派遣前に配布を行う。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案（和文及び英文）、PO（Plan of Operations）案（和文及び英文）の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。
- ④ 他の調査団員と協力し、詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成及び分担を検討する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2023年9月中旬～2023年10月上旬）

- ① JICA チュニジア事務所等との打合せに参加する。
- ② チュニジア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ チュニジア事務所を通じてあらかじめ配布した質問票の回収に協力し、分析し、分析結果を団内で共有する。

- ④ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) チュニジアにおける既存橋梁に係る現状把握（橋梁タイプ、建設年等）
 - イ) MEHAT の橋梁維持管理体制（組織・人員体制、役割分担、予算・財政状況、保有機材・運用状況等）の確認
 - ウ) MEHAT の橋梁の建設及び維持管理に係る権限・役割、実施体制（含む橋梁マネジメントシステム等の現状と課題）、意思決定プロセスの把握
 - エ) 橋梁維持管理・補修等に係る管理機関及び民間業者等の現状・能力、橋梁補修材料の入手可能性等の情報収集
 - オ) 現在採用している各種指針や規定、設計施工基準、ガイドライン等の確認及びその課題
 - カ) 先方の予算要求プロセスや調達手続き等を含む橋梁の維持管理業務のフローの把握
 - キ) 本プロジェクトの中で活用が想定されるローカルコンサルタント等のリスト作成
 - ク) 橋梁維持管理サイクル・フロー（PDCA）及び管理手法（点検・診断・補修・記録）の現状
 - ケ) 担当分野に係る他ドナーや国際機関の協力実績及び今後の予定
- ⑤ 橋梁維持管理の向上に向け、以下の施策に係る検討及び MEHAT との協議を行う。
 - ア) プロジェクトのスコープ（対象地域、対象橋梁等）
 - イ) 橋梁点検・診断、補修に係る能力強化
 - ウ) 橋梁維持管理に係る計画立案能力強化
 - エ) その他懸念事項（過積載取締り、予算確保等）への対応
- ⑥ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M: Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA チュニジア事務所等に報告する。

(2) 帰国後整理期間（2023年10月中旬～2023年11月上旬）

- ① 事業事前評価表（案）の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。
- ② R/D (Record of Discussions) 案（英文）の作成に協力する。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成し、詳細計画調査報告

書（案）全体の取りまとめ作業に協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1）業務完了報告書

2023年11月10日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄ドバイもしくはドーハ⇄チュニスを標準とします。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2023年9月18日～10月8日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

現時点でチュニジア入国時に隔離は不要となりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による現地渡航制限等が発生した場合は、隔離期間に応じて、9月18日から現地業務が行えるようにフライトの調整・宿舎手配をお願い致します。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

- ウ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- エ) 橋梁維持管理・修繕計画 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA チュニジア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舍手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：MEHAT 等との接触を伴う調査・協議は、JICA による現地での通訳 (英語/日本語⇄仏語) 備上します。
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部運輸交通グループ第一チームから配付しますので、imgtr@jica. go. jp 宛にご連絡ください。
 - ・要請書 (英語)
 - ・ラデス・ラグレット橋維持管理 能力強化支援【有償勘定技術支援】報告書
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト等で公開されています。
 - ・チュニジア共和国 ラデス・グーレット橋建設計画調査報告書本編
https://openjicareport.jica.go.jp/615/615/615_417_10877363.html
 - ・チュニジア共和国幹線道路橋梁整備計画調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000028120>
 - ・開発途上国における橋梁維持管理にかかる支援に関する調査 (プロジェクト研究) 最終報告書 (2019年2月)
http://open_jicareport.jica.go.jp/615/615/615_000_12331633.html
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica. go. jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュ

リティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA チュニジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上